



岐阜市告示第 531号

鏡島東地区の住居表示実施について

令和8年2月24日から、鏡島東地区の別図1に示す区域の町（字）の名称及び区域を別図2のとおり変更し、街区方式により住居表示を実施するため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、別図3のとおり街区符号及び住居番号を付番しましたので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年12月12日

岐阜市長 柴橋正直